

○この手引きは、地域の皆さんによる地区防災計画の修正の取組を支援するため、修正の進め方や防災に関する国等の動き、相模原市地域防災計画の修正経過をまとめたものです。

地区防災計画とは？

地区防災計画は、自分たちのまちに災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を**地域の皆さんでつくる**計画です。

相模原市では、市内22のまちづくり区域単位で地区防災計画が作成されており、平成28年2月に、相模原市地域防災計画の「地区防災計画編」に位置付けています。

修正の進め方

ステップ 1

検討体制の確立・検討メンバーの選出

○地区防災計画で定めた「地区防災計画の見直し方法」を基に、修正のための検討を進めていく組織を立ち上げるなど、検討体制を確立し、メンバーを選出します。

- ここがポイント**
- ・まちづくり会議など、自治会長の皆さんが集まる会議で検討することが望ましいです。
 - ・女性や若者、障害者などの多様な視点に配慮しながら検討できるよう、地域における様々な分野の方を検討メンバーとして選出しましょう。

2

修正検討課題の抽出・スケジュールの作成

○これまでの防災活動の中で課題となっている事項や、国の動き、相模原市地域防災計画の修正経過などから、地区防災計画修正の検討テーマを決め、修正までの全体スケジュールを作成します。

- ここがポイント**
- ・検討テーマから、修正の優先順位や検討にどのくらい時間がかかるかなどを検討し、修正スケジュールを決めていくといいでしょう。
 - ・まずは「できるところから修正する」という考えでもOKです。

3

課題に対する対策の検討・修正素案の作成

○会議、ワークショップ等を開催し、各テーマについて検討を進め、地区防災計画の修正素案を作成します。

- ここがポイント**
- ・平常時と災害時の2つの視点から、課題解決・修正の方向性を検討しましょう。
 - ・特に災害時については、「誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」を「①発災直前、②災害発生時、③災害復旧・復興期」のそれぞれの段階に分け、具体的に検討していきましょう。

4

まちづくり会議で意見を聞き、修正提案を防災会議（市）に行う

○作成した修正素案について、まちづくり会議で意見を聞いた後、修正提案に必要な書類を作成し、まちづくりセンターに提出します。

5

提出された修正素案の確認・審査結果の通知《市が行います》

○地域防災計画との整合性などを確認し、地域防災計画の「地区防災計画編」を修正することについて審査します。審査後、修正提案の提案者に審査結果が通知されます。

6

修正した地区防災計画の周知・実践

○修正した地区防災計画を地域に広く周知し、訓練・研修会などの取組を進めていきます。

- ここがポイント**
- ・災害時において実際に地区防災計画に基づいた行動をとることができるか、毎年訓練を重ねていくことが大切です。
 - ・訓練を行うことで新たな課題が見つかることから、その課題にどう対処していくのか、次の地区防災計画の修正につなげていく体制を地域で作りあげていきましょう。

修正提案に必要な書類

- ①地区防災計画提案書（第1号様式）
- ②地区防災計画の修正素案
- ③地区防災計画の新旧対照表



このほか、地区防災計画の修正の概要や、まちづくり会議に意見を聞いたときの会議録、検討組織での検討経過などを用意いただくと、審査が円滑に進みます。

修正提案前に最終確認！（防災会議での審査のポイント）

- その一 まちづくり会議で意見を聞き、地区居住者等^(※)の間で合意や理解が得られていますか？
- その二 多くの地区居住者等により、地区防災計画の修正について検討してきましたか？
- その三 地区防災計画上の対象地区の範囲を明確にしていますか？
- その四 活動の目的や目標が決まっていて、組織体制や役割が決まっていますか？
- その五 地区の特性を踏まえた平常時や災害時の防災活動について定めていますか？
- その六 地区自治会連合会や単位自治会、自主防災組織などとの連携について定めていますか？
- その七 相模原市地域防災計画と整合性が図られていますか？

(※)地区居住者等：一定の地区内の居住者や地区内に事業所を有する事業者のこと

主な修正の考え方（詳しくは「資料編」を参照）

※★は修正の優先度が高いと思われるもの

各地区共通検討事項

令和元年東日本台風の教訓

- ◆6,000名を超える避難者が発生
- ◆複数箇所です砂災害や河川氾濫が発生
- ◆城山ダムで初めて緊急放流を実施

修正の考え方

- ◇地域住民に正しい避難行動を理解してもらうための方法を検討する
- ◇どのタイミングで地区対策本部を設置するか検討する

地域防災計画の修正

- 《H30. 5修正》
 - ◆車中泊避難者への対応
 - ◆ペット対策 ◆トイレ対策
- 《R2. 8修正》
 - ◆風水害時避難場所の指定基準の見直し
 - ◆市民への情報伝達の強化
- 《R3. 5修正》
 - ◆南海トラフ地震対策の記載
 - ◆避難所の運営（感染症対策、多様な視点に基づいた避難所の運営）
 - ◆マイ・タイムラインの作成
 - ◆さがみはら防災マップの活用

修正の考え方

- ◇地区内、避難所の車中泊避難者の対応を検討する
- ◇ペットの災害対策について、日頃からの備えとして地域での普及・啓発方法を検討する
- ◇地域における自主避難場所について検討する
- ★東海地震対策に代わり、各地区における南海トラフ地震対策について検討する
- ★避難所等における感染症対策を検討する（三密を防ぐための分散避難など）
- ◇女性や障害者、乳幼児、性的少数者など、多様な視点に基づいた防災対策を検討する
- ★自助の取組を推進していくためのマイ・タイムラインの普及啓発方法を検討する

災害対策基本法の改正（R3. 5）

- ◆避難勧告・避難指示の一本化
- ◆災害時要援護者対策の強化（避難行動要支援者の個別避難計画の作成）

修正の考え方

- ★計画上の「避難勧告」の表現を削除する
- ◇市で個別避難計画に関する方針が定まり次第、災害時要援護者の避難支援について検討する

個別検討事項

地区の特性に応じた見直し

- ◆浸水想定区域・土砂災害警戒区域の指定
- ◆その他各地区の地域特性

修正の考え方

- ◇地域の実情・特性を踏まえ、自助・共助の観点から検討する